

北竜町新型インフルエンザ等対策行動計画概要版

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等

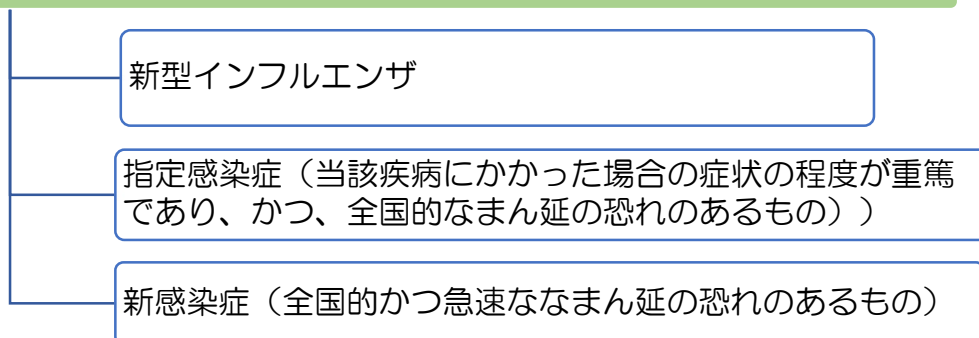
1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略（素案P1）

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護
- ② 住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化

2. 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方（素案P1～P2）

特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す。

特措法※1)の対象となる新型インフルエンザ等



※1)特措法(とくそほう)～ 新型インフルエンザ等対策特別措置法

対策実施上の時期区分		
準備期	初動期	対応期
国内外における新型インフルエンザ等の発生情報を探知するまで	国内外における新型インフルエンザ等の発生情報を探知以降、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまで	基本的対処方針が実行されて移行の時期

3. 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ（素案P3～P4）

- ◎病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の考え方を示す。
- ◎各対策項目は、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動 期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

4. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項（素案P4～P8）

- 1 平時の備えの整理や拡充
- 2 感染拡大防止と社会経済活動の バランスを踏まえた対策の切替え
- 3 基本的人権の尊重
- 4 関係機関相互の連携協力の確保
- 5 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応
- 6 感染症危機下の災害対応
- 7 記録の作成や保存

5. 対策推進のための役割分担（素案P6～P8）

国	適確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
地方公共団体	国が決定した基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。 【道】 特措法※1)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国が決定した基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し適確な判断と対応が求められる。 【町】 住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、国が決定した基本的対処方針に基づき、適確に対策を実施することが求められる。
医療機関	新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、道と医療措置協定の締結、院内感染対策の研修や訓練の実施、個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。
指定（地方） 公共機関 ※2) 登録事業者	新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。 特措法に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。
一般の事業者	新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。
住民	新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）などの個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

※2)指定（地方）公共機関～ 特措法第 2 条第 8 号に規定され、都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業等を

営む法人であって、都道府県知事が指定する法人が「指定地方公共機関」となります。

第2章 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点

1. 新型インフルエンザ等における対策項目等（素案P9～P11）

対策項目	基本理念と目標
① 実施体制	政府対策本部が設置され、直ちに道が対策本部を設置した場合において、必要に応じて、対策本部を設置することを検討。対策に係る措置の準備を進める。
② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、住民、医療機関、事業者等が適切に判断・行動できるようにすることが重要。 町は、道や関係団体とも連携し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、住民等が適切に判断・行動できるよう、情報提供・共有等を行う。
③ まん延防止	新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、住民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。 町は、事業者や住民への周知など、必要な協力を行う。
④ ワクチン	ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、住民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。
⑤ 保健	新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、道・保健所設置市は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する。 町は、保健所が感染症有事体制に移行するにあたっては、道からの要請を受けて必要な協力を行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。
⑥ 物資	感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、住民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要。 町は、新型インフルエンザ等対策の実施時に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認する。
⑦ 住民生活及び地域経済の安定の確保	新型インフルエンザ等の発生時には、住民の生命及び健康に被害が及びるとともに、住民生活及び社会経済活動に大きな影響が及び可能性がある。 このため、町は国や道と連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や住民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

(素案 P12～P31)

対策項目

計画における主な施策

	準備期（平時）	初動期・対応期
① 実施体制	関係機関の連携、人材確保・育成や実践的な訓練を実施する	必要に応じて町対策本部を設置し、緊急かつ総合的な対応を行う体制を確保する
② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行う	相談窓口等を設置し、双方向のコミュニケーションを実施する
③ まん延防止	基本的な感染症対策などまん延防止策への理解促進を図る	国や道と連携し、まん延防止につとめる
④ ワクチン	医療機関や事業者、関係団体等とともに、ワクチン接種の具体的な体制や実施方法、資材の確保等について準備を進める	接種体制の構築を行い、住民に適切に周知する
⑤ 保健	保健所と連携し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する	道からの要請を受けて必要な協力を行う
⑥ 物資	必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認する	必要な感染症対策物資等を確認する
⑦ 住民生活及び地域経済の安定の確保	情報共有体制の整備、DXを活用した適切な仕組みの整備	感染状況に応じ、住民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保につとめる